

防音サッシ部品交換工事助成事業実施要領

(総則)

第1条 この要領は、公益財団法人成田空港周辺地域共生財団民家防音工事助成金交付要綱第21条に規定する防音サッシ部品交換工事の助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(サッシメーカーへの委託)

第2条 財団は、防音サッシ部品交換工事を実施するに当たり、次の事務を防音サッシの製造業者又はその代理店（以下「サッシメーカー」という。）に委託するものとする。

(1) 防音サッシ部品交換工事を実施しようとする所有者等からの申し込みの受付に関すること。

(2) 前号の申し込みに基づき防音サッシ部品交換工事における部品の交換修理を実施した場合における財団からの所有者等への助成金の交付に関すること。

2 前項の規定による事務の委託については、無料とする。

(受託者の義務)

第3条 サッシメーカーは、前条第1項の規定により委託された事務に関する防音サッシ部品の交換及び修理の申し込みがあった場合は、誠実に対応し、施工するものとする。

(助成金の額)

第4条 財団が助成する額は、防音サッシ部品交換工事に要する費用として別表1に定める額とする。

(覚書の締結)

第5条 財団とサッシメーカーは、本要領に基づく事業の実施に当たり、別紙覚書を締結するものとする。

(防音サッシ本体交換工事)

第6条 この要領に基づく部品交換で対応できない場合は、防音サッシ本体交換工事において対応する。

附則

この要領は、平成9年11月6日から施行し、平成9年10月1日から適用する。

附則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成14年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成16年11月1日から施行する。

附則

この要領は、平成17年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年1月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成24年12月3日から施行する。
- 2 この要領の施行日の前日までに、旧規程で行われたサッシ部品交換に関する行為は、この要領の規程に基づいて行われた行為とみなす。
- 3 この要領の施行日の前日までに、防音サッシ交換工事を実施する必要があると報告され、それに基づいて行われる行為は、旧規程及び旧覚書は、なおその効力を有する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

サッシ修理対象部品及び費用助成額等一覧

単位：円

項 目		修 理 費 用	助成の額 (財団負担額)	住宅所有者等 負 担 額
出張技術料（1人当たり）				
1日（4時間以上）		30,200	28,690	1,510
半日（4時間未満）		15,100	14,345	755
対 象 部 品 ・ 部 品 代	引寄ハンドル	2,500	2,375	125
	大型クレセント	3,500 (2,800)	3,325 (2,660)	175 (140)
	引寄機構部品・部材	25,000	23,750	1,250
	障子下戸車	1,500 (1,000)	1,425 (950)	75 (50)
	気密ゴム（m当たり）	1,000 (500)	950 (475)	50 (25)
	障子関係戸当たり	500	475	25
	ドア用グレモンハンドル	15,000	14,250	750
	玄関用ドアクローザー	25,000 (25,000)	23,750 (23,750)	1,250 (1,250)
	グレイジングガスケット シングル用（m当たり）	300 (300)	285 (285)	15 (15)
	ダブル用（m当たり）	400	380	20
	ドア用鍵	9,000	8,550	450
	玄関引違戸鍵	6,100	5,795	305

(注1) 上記以外のガラスの破損、網戸、戸袋、雨戸等の修理は、助成対象としないため、修理した場合は、住宅所有者等（住民）の負担とする。

(注2) 部品代は、1箇所当たりの額である。

(注3) 消費税は、負担額に応じ、それぞれ負担する。

(注4) () 内は、市販用防音サッシ及び防音室用サッシの費用及び負担額である。

(注5) 住宅の所有者等が生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者又は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付を受けている者であるときは、助成の額を修理費用とする。